

情報なんぶ

令和8年2月19日発行

南部町行政だより 第272号

総務課 電話66-3112

<https://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp

■ 令和7年度の高校等通学定期券・回数券購入助成金の申請はお済みですか？ ■

教育委員会では、高校生等が通学に利用するバスや鉄道の定期券・回数券の購入助成を行っています。
令和7年度分の助成金の申請がまだの方は、申請期限内に申請してください。

【申請期限】 3月16日（月）

【注意事項】

○高校3年生は、申請期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

○高校1、2年生は、申請期限までに申請できない場合、令和8年4月1日以降に申請してください。

○どの学年も、購入日から90日を超えた申請は助成の対象外となります。早めの申請をお願いします。

【高校3年生の助成について】 助成の対象期間は、令和8年3月31日までです。

・定期券：有効期限の開始日から令和8年3月31日までの日割り計算により助成金を計算します。

・回数券：令和8年3月31日までに通学で使用するものに限りします。

《電子申請での申請をお願いします》

スマートフォン・パソコン等から右記の二次元コードを読み取って、とっとり電子申請サービスを利用し、手続きを行ってください。24時間申請ができますのでご利用ください。

【申請に必要なもの】

○申請書兼請求書（窓口のみ）

○学生証または在学証明書

○定期券の写し

○回数券に記載の番号を記入した領収書の写し



【問い合わせ先】 教育委員会事務局 総務・学校教育課 ☎64-3787

▲電子申請はこちら

■ 南部町家庭教育支援チーム（スマイルサポートなんぶ）による「戸別家庭訪問」のお知らせ ■

小学一年生の全家庭を訪問し、新入学に際しての不安や子育てに係る心配や悩みなどを伺い、保護者とともに軽減や解消に向かえるように努めています。年に3回（2月、5月、9月）南部町家庭教育支援チーム（スマイルサポートなんぶ）から2名1組で伺う予定です。本年1回目は次の日程で実施します。

【日程】 2月25日（水）、26日（木）、27日（金）、3月2日（月）、3日（火）
のいずれか1日

【訪問時間帯】 午後5時30分から7時の時間帯のうち、5～10分間程度

【訪問対象】 令和8年度小学一年生のお子さんのご家庭

【訪問内容】 お子さんの生活の様子や子育ての不安や相談のほか、家庭教育支援に関する情報提供なども行います。

【訪問者】 スマイルサポートなんぶの担当者2名

【問い合わせ先】 教育委員会事務局 人権・社会教育課 ☎64-3782

■ 軽自動車の廃車・名義変更・住所変更等の手続きはお早めをお願いします ■

軽自動車税は、原付・農耕車・軽自動車等を4月1日に所有している方に課税されます。

スクラップ等廃棄処分しても廃車申告をしていない場合や、他の人に譲り渡したが名義変更の申告をしていない場合など、手続きを済まされていないと、いつまでも軽自動車税が課税されます。

また、所有者が亡くなられた場合には名義変更の手続き、引っ越し等で住所が変わった場合には車両の定置場を現在お住まいの市区町村へ変更していただく手続きが必要です。

下記の窓口で手続きいただくか、自動車販売会社へお問い合わせください。

＜手続き先＞

車 種	窓 口	お問い合わせ
原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)	税務課（法勝寺庁舎） 町民生活課（天萬庁舎）	☎ 6 6 - 4 8 0 2
小型特殊自動車 (農耕車・特殊作業車)		
軽二輪 (125cc 超～250cc 以下のバイク)	鳥取運輸支局 (鳥取市丸山町 2 2 4)	☎ 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 7 0
二輪の小型自動車 (250cc 超のバイク)		
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会鳥取事務所 (鳥取市安長 7 7 - 1)	☎ 0 5 0 - 3 8 1 6 - 3 0 8 2

※手続きに必要なものについては、各窓口へお問い合わせください。

■ 子育て世代等応援定住促進奨励金の申請はお済みですか？ ■

南部町では、新婚や子育て世帯の町内への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内の民間賃貸住宅にお住まいの新婚・子育て世帯を対象に、入居奨励金（上限5万円）と家賃奨励金（上限15,000円/月、最長24か月間）を助成しています。家賃が3万円以上の方が対象となります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

○新婚世帯…申請日現在において、夫婦のいずれか一方が50歳以下である婚姻後5年経過していない世帯（再婚を含む）

○子育て世帯…申請日現在において、中学生以下の子どもを扶養している世帯

【問い合わせ先】 未来を創る課 ☎ 6 6 - 3 1 1 3

■ 定住促進奨励金の申請はお済みですか？ ■

南部町では町内に『住宅を新築された方』、『中古住宅を購入された方』などを対象に、3年間固定資産税相当額を定住促進奨励金として交付しています。

初回の申請は当該不動産を購入後、初めて固定資産税を課税された年度から3年度以内に申請しなければなりません。また、すでに申請された方も、対象期間内は毎年申請が必要です。申請年度の固定資産税を納付後速やかにご申請ください。

交付要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 未来を創る課 ☎ 6 6 - 3 1 1 3

■ 堆肥散布支援のご案内 ■

農業の化学肥料低減の取組として、堆肥散布に係る経費に対して最大4,000円/10aの補助金支援を行います。補助金の活用を希望される方は下記項目を準備のうえ、南部町農業再生協議会へご相談ください。（※販売農家が対象となります。）

【必要事項】

- ①氏名 ②住所 ③連絡先（電話番号） ④販売作目 ⑤生産する農地の位置（住所）及び面積
- ⑥堆肥の散布量（2tまたは4m³/10aの堆肥散布が対象となります。）
- ⑦経費の内訳（散布代、運搬代、堆肥代）

【締切】 6月19日（金）

【問い合わせ先】 南部町農業再生協議会 ☎46-0360

南部町農村振興公社でも堆肥散布をお受けします。（6,500円/10a）

【問い合わせ先】 南部町農村振興公社 ☎66-5329

■ B類予防接種料金変更のお知らせ ■

令和8年度より、高齢者のB類予防接種の接種料金に変更される見込みです。

変更となるのは、高齢者インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン接種です。（带状疱疹ワクチン接種料金は変更ありません。）

【高齢者肺炎球菌ワクチン接種について】

令和7年度に接種券をお送りした方のうち、ワクチンを未接種の方へ、令和8年度に使用できる新しい接種券を3月末頃にお送りする予定です。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種券を利用できる期間	
現在の接種券	65歳の誕生日の前日～令和8年3月31日まで
新しい接種券	令和8年4月1日～66歳の誕生日の前日まで

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

地域のどなたでも自由に参加し交流する集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※申込不要です。ご都合に合わせてご参加ください。中止の場合は防災無線放送でお知らせします。

《 さくらカフェあいみ 》

日時	3月3日（火） 午後1時30分～3時30分
場所	「てま里」交流スペース（天萬庁舎近く）
内容	「おひなまつり」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

《 米やカフェ 》

日時	3月17日（火） 午前9時30分～11時00分
場所	えん処 米や（旧法勝寺街道）
内容	「口の健康と食事の話」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合う場です。毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【 日 時 】 3月27日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【 場 所 】 キナルなんぶ2階 会議室

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

認知症の人と家族の会鳥取県支部
ホームページ▶



■ 「心の健康相談会」開催のお知らせ ■

眠れない、気持ちが落ち込む、不安な気持ちがとれない、イライラする、身近な人の悩み・・・その他、心に関する相談を西伯病院公認心理師が伺います。無料の個別相談です。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。（※要予約）

【 日 に ち 】 3月8日（日）、3月17日（火） （3月は休日開催もあります）

【 時 間 】 ①午後1時30分 ②午後2時30分 ③午後3時30分

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【予約・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 「もの忘れ相談会」開催のお知らせ ■

最近もの忘れが多くなった、今まで出来ていたこと（料理や運転など）にミスが増えたなど不安や悩みを抱える人が増えています。安心して日常生活をおくるため専門家による「もの忘れ相談会」を開催します。家族の方の相談も受け付けています。 ※料金は無料、事前予約が必要です。

【 日 時 】 3月19日（木）①午後1時30分 ②午後2時 ③午後2時30分 ④午後3時

※個別相談のために時間指定とさせていただきます。

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【 内 容 】 問診・タッチパネル検査・個別相談（西伯病院 公認心理師）

【 対 象 者 】 もの忘れが気になる方や家族の方

【申込・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 南部町農業委員の募集について ■

南部町では、令和8年7月19日に現委員の任期が満了することに伴い、農業委員を募集します。

募集人数	7人（うち中立委員1人を含む） ※農業委員の任命に際しては、法令により、認定農業者等が農業委員の一定数以上占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。						
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）						
身分	南部町の特別職の非常勤職員						
職務内容	（1）農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定、これらに関連する現地調査 （2）農地の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る現地調査、指導及び監視業務 （3）農業者からの相談対応及び農業者への助言指導						
委員報酬 （月額）	○会長 45,000円 ○会長の職務を代理する人 32,000円 ○委員 29,000円						
推薦を受ける者及び応募する者の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 （1）町税等を滞納している者 （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ※その他兼職禁止事項があります。						
推薦及び応募に係る手続等	規定の様式に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて持参により提出してください。 なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。 （1）提出書類 <table border="1"> <tr> <td>農業者等（個人）が推薦する場合</td><td>様式第1号</td></tr> <tr> <td>農業者等（法人又は団体）が推薦する場合</td><td>様式第2号</td></tr> <tr> <td>自ら応募する場合</td><td>様式第4号</td></tr> </table> （2）添付書類 ア）推薦を受ける方、または応募する方の身分証明書（本籍地の市町村が発行するもの） イ）町税等納付状況確認同意書（様式第3号） ※いずれも発行後3か月以内のもの ※（1）申込書、（2）イ）町税等納付状況確認同意書の様式は南部町ホームページでダウンロードまたは農業委員会事務局窓口でお受け取りください。	農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号	農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号	自ら応募する場合	様式第4号
農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号						
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号						
自ら応募する場合	様式第4号						
受付期間	3月18日（水）まで ※受付時間：午前9時から午後5時（平日） ※申し込み状況によっては受付期間を延長する場合があります。						
選定方法	南部町農業委員会委員候補者選定委員会を開催し、選出された書類をもとに審査を実施し、その審査結果を参考に町長が選考します。なお、農業委員の任命には南部町議会の同意が必要になることから、その結果は7月頃に推薦者及び被推薦者、応募者に文書で通知します。						
情報の公表	法令に基づき、受付期間の中間時点および終了後に南部町ホームページにおいて申し込み状況を公表します。						

【提出・問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎64-3792

■ 南部町農業委員会委員候補者選定委員会 公募委員の募集について ■

町では、南部町農業委員会委員候補者選定委員会を設置しています。この委員会において町民の皆様を対象に公募委員を募集します。公募委員は、町内の農業関係団体代表者等とともに、南部町農業委員会委員の候補者を選定していただきます。

応募資格	次の（１）～（３）のすべてを満たす方 ただし、農業委員に応募される方、推薦される方及び農地所有適格法人の構成員の方を除きます。 （１）町内在住の満１８歳以上の方（令和８年１月１日現在） （２）認定農業者（個人）又は認定農業者（個人）に準ずる方 ただし、法人の構成員の方を除きます。 ○認定農業者に準ずる方（個人に限ります） ア）過去に認定農業者であった方 イ）認定新規就農者の方 ウ）地域計画に位置付けられた農業者の方 エ）農業経営基盤強化促進基本構想の水準に達している農業者の方 （３）平日日中に開催する会議（年数回程度）に参加できる方
募集人数	１名（ 応募が募集人数を超えた場合は、選考の上決定します ）
任期	委嘱の日から令和１１年７月１９日まで
報償費	会議１回につき２，７００円を支給します
応募方法	応募用紙に必要事項を記載のうえ提出してください。 ※応募用紙は農業委員会事務局でお受け取りいただくか、南部町ホームページからダウンロードいただけます。
募集締切	３月２日（月）
選考方法	提出された書類をもとに選考します。
活動内容	改選または欠員補充の際に開催する会議に出席し、南部町農業委員会委員の候補者を選定していただきます。（令和８年度に１～２回予定）
留意事項	（１）応募に際して提出された書類は、公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。また、提出された書類は返却しません。 （２）会議は非公開として取り扱います。

【提出先】 〒６８３－０２０１ 南部町天萬５５８ 南部町役場農業委員会事務局

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎６４－３７９２